

平成23年3月12日
日本生命保険相互会社

東北地方太平洋沖地震・長野県北部を震源とする地震により
被災されたみなさまへ

このたびの地震により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

日本生命保険相互会社（社長 岡本囿衛）は、このたびの地震により被災されたみなさまに対して、以下のお取り扱いを実施することを決定いたしました。

1. 災害死亡保険金等の全額支払い

災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があるとの規定がありますが、今回はこれを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いすることといたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長

被災により保険料のお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6ヶ月間延長いたします。

3. 保険金、給付金、契約貸付金の簡易迅速なお支払い

お手続きの際、必要書類の一部を省略させていただく等、迅速なお支払いに努めて参ります。

<お問い合わせ先>

ニッセイコールセンター 0120-201-021

電話受付時間：月～金/9:00～18:00（祝日および年末年始を除きます）

土/9:00～17:00

以上